

みどり市
人権教育・啓発に関する基本計画

平成30年4月
群馬県 みどり市

目次

第1章 基本的な考え方	2
1. 策定の趣旨	2
2. 人権をめぐるこれまでの動き	2
3. 市の施策の中の位置づけ	3
4. 計画の目標	3
5. 計画の期間	3
第2章 さまざまな人権課題における人権教育・啓発の推進	4
1. 女性の人権	4
2. 子どもの人権	5
3. 高齢者の人権	6
4. 障がい者の人権	6
5. 同和問題	8
6. 外国人住民の人権	8
7. HIV感染者・ハンセン病患者等の人権	9
8. インターネットによる人権侵害	10
9. その他の人権問題	10
第3章 人権に関係の深い職業に従事する人々に対する人権教育・啓発の推進	12
1. 市職員	12
2. 学校教育・社会教育関係者	12
3. 医療・保健福祉関係者	12
4. その他	12
第4章 計画の推進体制	
1. 推進体制	13
2. 相談体制	13
第5章 資料	14
1. 世界人権宣言（仮訳文）	14
2. 日本国憲法（抜粋）	20
3. 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	23
4. みどり市市民憲章	25

※「障がい」の表記について

みどり市では、「障害者」などの「害」の字の表記について、字のマイナスの印象に配慮するとともに、障がいのある人の人権をより尊重する観点から、平成22年4月1日以降に新たに作成及び発行、掲示する公文書及び広報紙、ホームページ等において、可能な限り「がい」と表記することとしています。

ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や施設名等の固有名称、医学・学術用語等については、これまでどおり「害」の字を使っています。このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現となっています。

第1章 基本的な考え方

1. 策定の趣旨

「みどり市総合計画」では、人権尊重の推進を重要な施策の一つに位置づけ、市民一人一人が互いに認め合い、尊重し合いながら安心して暮らすことができる、基本的人権が守られた平等で明るいまちづくりを推進しています。

しかし、今なお人権が侵害されるさまざまな問題が存在しています。また、社会経済情勢や時代の変化の中で新たな人権問題も生じています。

人権問題は、差別や偏見など人権を侵害する考えや行動によって生じるものであり、誤った認識や無知、無関心がその根底にあります。このことを踏まえ、子どもから大人まで市民一人一人が、どのような人権課題に対しても、正しい認識と知識、互いを思いやる心を持つような人権教育と啓発の計画的な取組が求められます。

「みどり市人権教育・啓発に関する基本計画」（以下「本計画」という。）は、あらゆる差別や偏見のない人権尊重のまちづくりを推進するために、市民一人一人が人権についての正しい理解と行動をするための基盤となる、人権教育と啓発の指針として策定するものです。

2. 人権をめぐるこれまでの動き

国際連合は、「われらの一生のうちに二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救い、基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念」（国際連合憲章前文）に基づいて、昭和20年（1945年）に設立されました。そして昭和23年（1948年）の国連総会において「世界人権宣言」が採択されました。この宣言は、世界における自由・正義及び平和の基礎である基本的人権を確保するために「すべての人民とすべての国が達成すべき共通の基準」として、その後の世界の人権の取組の基礎となっています。人権教育については、平成6年（1994年）の国連総会において、平成7年（1995年）からの10年間で「人権教育のための国連10年」とする決議とその行動計画が採択されました。

国においては、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法の下で、国政の全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきています。それは、憲法のみならず、戦後、国際連合において作成され、現在、国が締結している人権諸条約などの国際準則にも則って行われています。人権教育と啓発については、その推進についての国と地方公共団体の責務、国民の責務、人権教育・啓発に関する施策を計画的に推進することなどを示した「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が平成12年（2000年）に制定されました。この法律では、人権教育は「人権尊重の精神の涵養^{かんよう}を目的とする教育活動」、人権啓発は「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」と定義されています。この法

律を受けて、平成14年（2002年）には「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

群馬県では、平成12年（2000年）に「人権教育のための国連10年群馬県行動計画」を策定し、また、平成17年（2005年）には、人権教育・啓発を推進していくための指針として「人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画」を策定し、偏見や差別のない社会づくりを進めてきました。

本計画は、このような国際的な条約、国や県の計画及び方針などを踏まえて策定するものです。

3. 市の施策の中の位置づけ

本計画は「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条（地方公共団体の責務）に基づき策定するもので、みどり市の施策運営の基本となる「みどり市総合計画」の施策及び基本事業に位置づけられています。今後、みどり市が取り組む人権教育・啓発の推進及び市の行政全般における人権尊重の基本方針を明らかにするとともに、今後の取組を示すものです。

4. 計画の目標

あらゆる教育、研修、啓発等の場を通じて、人権を習慣・文化として日常生活に定着させ、子どもから大人までのすべての市民が一人一人の人権を尊重して考え、行動をとることができる社会の実現を目指します。

5. 計画の期間

計画の期間は定めず、本計画の実施状況や社会経済情勢の変化、新たな人権課題、国や県の動向などに応じて、計画見直しを行い、推進を図ります。

第2章 さまざまな人権課題における人権教育・啓発の推進

1. 女性の人権

【現状と課題】

平成11年（1999年）6月に公布・施行された「男女共同参画社会基本法」では、「男女共同参画社会」を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義しています。

その実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、法整備や施策の推進など、国際社会とも連動しながらさまざまな取組を進めてきました。現在では、少子高齢化や人口減少社会の進行、地域社会の変化や社会経済の変化など、近年の男女共同参画を取り巻く状況の変化に対応していくため、男女間の暴力に関することや、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関することなどの新たな課題や取組も進められています。

しかしながら、固定的な性別役割分担意識や、それに基づく社会慣行は依然として残っており、政策・方針決定過程への女性の参画や、子育て世代の女性の労働力率は国際水準よりも低く、より一層の努力が必要であるとされています。

男女共同参画社会の実現のためには、男性も女性も、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮でき、家庭、学校、地域及び職場などのあらゆる場面で支え合うことが必要となります。

これまでみどり市では、平成22年（2010年）3月に「みどり市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、さまざまな施策を進めてきましたが、社会や家庭生活の中で、固定的な性別役割分担意識が依然として残っているため、引き続きプランに位置づけた施策に継続的に取り組む必要があります。

また、少子高齢化と人口減少社会の進行、社会情勢の変化や市民意識の変化等に対応し、更なる男女共同参画社会の実現を図るため、これまでの成果を踏まえたプランの見直しを行い、平成27年度（2015年度）からの5年間を期間とする、「第2次みどり市男女共同参画プラン」を策定し、さまざまな施策に取り組んでいます。

【今後の取組】

「第2次みどり市男女共同参画プラン」に基づく施策を推進します。

男女が互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成を目指します。

2. 子どもの人権

【現状と課題】

近年の少子高齢化と核家族化の進行等により家族形態が多様化するとともに、家庭の養育力・教育力の低下が指摘されるなど、子どもや子育てを取り巻く社会環境は大きく様変わりしており、社会生活を営む上で重要なコミュニケーション能力や人間関係調整力などを育むことが難しくなっています。

地域社会においても価値観の多様化やライフスタイルの変化から住民同士の交流の機会が減少し、地域全体で子どもを育むという意識の希薄化が指摘されています。

そのような状況の中、子どもの人権に関わる深刻な問題も発生しており、子どもの人権を尊重する社会をどのように実現するかが問われています。

【今後の取組】

子どもが個人として尊重され、子ども自身が人権の主体者であることを認識すると同時に、互いの個性を認め、豊かな人権感覚を備えた人間として成長するよう支援していくことが求められています。地域住民をはじめ子どもに関わるすべての人が子どもの権利について認識を深められるよう、人権教育・啓発活動を充実していくことが重要です。

学校教育においては、国の基本計画や県の指針等に基づき、学校教育全体を通じて人権教育を推進します。それぞれの学校においては、互いの良さを認め合える温かい学校・学級づくりに努めるとともに、子どもたちの発達段階に応じて計画的・継続的に人権教育を推進し、いじめや偏見、差別のない社会実現のための心の育成に努めます。

社会教育においては、子どもの人権の重要性についての正しい認識と理解を深め、学校・家庭・地域社会が一体となって子育て・教育ができるよう、市民や保護者等を対象とした各種講座や人権講演会等を開催するとともに、家庭教育支援や青少年健全育成運動を推進します。

また、児童虐待等については、学校、家庭、地域、関係機関・団体が連携し、社会全体で未然防止や早期発見、被害者のこころとからだのケアを図るための体制づくりに努めます。

3. 高齢者の人権

【現状と課題】

我が国においては、生活水準の向上、医療や社会保障制度の整備などにより、平均寿命が延びるとともに高齢化が進行しています。平成 27 年（2015 年）10 月 1 日現在の高齢化率は 26.7%（総務省「人口推計」による）となっており、今後も高齢化の進行が予測されています。

高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯、認知症や障がいのある高齢者の増加が見込まれる中、地域の社会構造を見直し、年齢にかかわらず、地域でいきいきと暮らし続けられる社会の実現が課題です。そのためには、十分で適切な医療と介護、自立した生活を支援する体制、社会基盤とインターネット等情報基盤のバリアフリー化、地域社会の一員としての能力発揮、犯罪や災害時の被害から高齢者を守る等の視点が重要です。このような視点で、家族と地域、医療や介護、社会教育や警察等の関係機関・団体が連携し、見守り、支える体制をつくり、ともに役割を果たしていくことが必要です。

【今後の取組】

「みどり市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づく保健福祉施策を推進します。

地域社会を構成する重要な一員として、高齢者が生きがいと尊厳をもって安全に安心して暮らし続けられるよう、家庭や地域、関係機関・団体等が連携して、高齢者やその家族を地域社会全体で支え、見守るシステムの構築を目指すとともに、高齢者やその家族のための相談体制をより充実させます。

高齢者の人権について正しい理解と行動を身につけられるよう、教育・啓発の機会や情報提供の充実を図るよう努めます。

4. 障がい者の人権

【現状と課題】

国は、平成 5 年（1993 年）3 月に作られた「障害者対策に関する新長期計画」や、平成 7（1995 年）年 12 月に決定された「障害者プラン」に基づき、「障害のある人も地域の中で普通の暮らしができる社会に」というノーマライゼーションを基本理念の一つとする障がい者施策を進めてきました。

また、平成 25 年に成立し、平成 28 年 4 月に施行された「障害者差別解消法」では、国の行政機関や地方公共団体での「障がいを理由とする不当な差別的取扱い」や「障害者への合理的配慮の不提供」が禁止され、全国的に障害者差別の解消に取り組んでいるところです。

しかし、現実には、車椅子での入店やアパートへの入居を拒否される事案が発生するなど、障がいのある人に対する理解や配慮は未だ十分とはいえず、その結果として障がいのある人の自立と社会参加が阻まれており、共生社会は十分に実現されているとはいえない状態にあります。

障がいの有無にかかわらず、ともに学び、育ち、働き、地域社会で活躍できる社会の実現が課題です。今後、高齢者の増加に伴い障がいのある人の増加と高齢化が更に見込まれる一方、さまざまな障がいに対して生活を支援する技術や考え方が新たに生まれており、現在の状況と将来を見据えた対応が求められています。

障がいのある人が地域で暮らし続けるためには、経済的な自立や生活を支援する体制、社会基盤とインターネット等情報基盤のバリアフリー化、地域の一員としての能力発揮、犯罪や災害時の被害から障がいのある人を守る等の視点が重要です。特に、経済的な自立を促すためには企業・団体等の事業者との連携が重要です。また、自立が困難な障がいのある人の生活を支援するためには適切な医療や福祉サービスの提供が不可欠です。このような視点で、家族や地域、事業者、医療や介護、社会教育や警察等の関係機関・団体が連携していくことが必要です。

【今後の取組】

「みどり市障がい者計画」、「みどり市障害福祉計画」に基づく福祉施策を推進します。障がいのある人が地域社会を構成する一員として、一人一人の能力や適性に応じて自立した生活ができるよう、事業者等の関係機関・団体と連携して安定的な雇用と働きやすい労働環境づくりを促します。また、障がいのある子どもが適切な教育を受けられるよう、教育・保育機関の受入れ態勢の充実を促します。

障がいのある人が生きがいと尊厳をもって安全かつ安心して暮らし続けられるよう、家庭や地域、関係機関・団体等と連携して、障がいのある人やその家族を地域社会全体で支え、見守るシステムの構築を図るとともに、障がいのある人やその家族のための相談体制をより充実させます。

障がいのある人の人権について正しい理解と行動を身につけられるよう、教育・啓発の機会や情報提供の充実を図るとともに、地域活動などを通じた交流機会の充実に努めます。

5. 同和問題

【現状と課題】

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、今なお、日常生活の上で様々な差別を受けている我が国固有の人権問題です。

この問題の解決を図るため、国は、地方公共団体とともに、昭和44年（1969年）以降、特別措置法に基づき、地域改善対策を行ってきました。その結果、同和地区の劣悪な環境に対する物的な基盤整備は着実に成果を上げ、一般地区との格差は大きく改善されました。

しかしながら、差別発言、差別待遇等は依然として存在するほか、インターネット上で差別的な書き込みがされるという新たな事案も発生しています。

平成28年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」では、今なお差別が存在することを認め、国と地方公共団体が連携して、地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるべきとしています。

誤った理解や考え方、無関心が同和問題解決の障壁となっており、子どもから大人まで、同和問題を正しく理解し、行動できるように、学校教育と社会教育それぞれの担うべき役割を強く認識することが必要です。

【今後の取組】

本市としても、同和問題は日本国憲法によって保障されている基本的人権に関わる問題であることを認識し、地方公共団体の責務として部落差別解消のため、実情に応じた施策を講じていきます。

今後も同和問題に対する差別意識や無関心を解消し、市民一人一人がかけがえのない個人として尊重され、誰もが安心して暮らせるよう引き続き積極的な啓発活動を推進します。

6. 外国人住民の人権

【現状と課題】

これまでも外国人住民に対しては、外国語によるさまざまな情報提供などに努めてきましたが、必ずしもすべての人に情報が十分行き届いていたとはいえません。

また、地域の日本人と外国人住民は、言葉の問題などにより意思疎通が十分ではなく、文化の違いもあり、両者の理解が不足している現状にあります。

こうしたことから、日本人と外国人住民の交流の機会を増やして相互理解を深めることや、外国人住民に対しても日本人に対するのと同様な情報を多言語により提供し、日本の社会についての理解を促進することが求められています。

【今後の取組】

外国人住民の人権について関心を持ち、正しい理解と行動を身につけられるよう、教育・啓発の機会や情報提供、地域活動などを通じた交流機会の充実を図ります。

また、地域社会の構成員として外国人住民の意見や考えを取り入れやすい仕組みをつくるとともに、外国人住民のための情報提供をより充実させます。

7. HIV感染者・ハンセン病患者等の人権

【現状と課題】

HIV（エイズウイルス）やハンセン病などの感染症に対する正しい知識と理解が十分でない状況にあります。これらの感染症にかかった患者・元患者などが、周囲の人々の誤った知識や偏見などにより、日常生活、職場、医療現場などで差別やプライバシー侵害などを受ける問題が起きています。

HIVは、性的接触に留意すれば、日常生活で感染する可能性はほとんどありません。

ハンセン病は、らい菌という細菌による感染症ですが、らい菌の感染力は非常に弱く、日常生活で感染することはほとんどありません。また、発病した場合でも治療法の確立した現在では、早期発見・早期治療により短期間で治癒する病気となっています。

感染症についての誤った知識や理解が、感染者や患者、元患者、更はその家族などに対する差別や偏見につながります。人権課題であることを認識し、正しく理解することが課題です。

【今後の取組】

医療や衛生面の進歩により、情報や認識が従来とは異なることがあるため、最新の情報を正確に伝え、正しい理解と行動を身につけられるよう、学校教育や社会教育における教育・啓発を図ります。

また、感染の予防や早期発見のため、性教育を含めた正しい知識の普及啓発活動の推進を図ります。

8. インターネットによる人権侵害

【現状と課題】

我が国のインターネットの利用人口は年々増加し、平成 27 年（2015 年）末には約 1 億 46 万人（総務省「通信利用動向調査」による）となっています。こうしたインターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、特定の個人を誹謗中傷する表現や、差別を助長する表現、未成年被疑者の実名や顔写真の掲載等、人権に関わるさまざまな問題が発生しています。

特に子どもにとっては、インターネットの中の世界と現実を照合するための情報や経験の蓄積が乏しいだけに、インターネットの情報から受ける影響はとて強力であり、また、それらのすべてを正しいと思いがちです。

学校教育においては、家庭・地域との連携により、さまざまな学習機会をとらえて、子どもたちの情報リテラシー能力を向上させることが求められています。また、保護者や教職員をはじめとする大人自身が子どもたちを指導するために必要な知識や能力を身につけることが重要であり、学校教育、社会教育の両方で情報モラル教育を更に推進することが課題です。

【今後の取組】

市民一人一人が、人権問題についての正しい理解のもとにモラルをもってインターネットを利用するよう、学校教育・社会教育において、関係機関と連携した情報モラル教育・啓発の充実に努めます。

9. その他の人権問題

- ・ 犯罪被害者等の人権

【現状と課題】

犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものやその後遺症、仕返しへの不安、日常生活への影響などによって、精神的、肉体的、経済的に苦しめられるだけでなく、中傷や無責任なうわさ等によって名誉を傷つけられたり、プライバシーが侵害されるなどの二次的被害を受けたりすることがあります。

このような二次的被害の苦しみについて理解し、被害者の立場や気持ちに配慮できるような教育・啓発が課題です。また、子どもが犯罪被害者やその家族である場合、特に注意深い対応が必要です。

・LGBT等の性的少数者（セクシャルマイノリティ）の方の人権

【現状と課題】

LGBTとは、性のあり方が少数派の人々のうち、「レズビアン」・「ゲイ」・「バイセクシャル」・「トランスジェンダー」の4つの頭文字をあわせた言葉です。

こうした性的少数者は、少数派であるがために正常と思われず、社会の中で偏見の目にさらされたり、昇進が妨げられたりするなどの差別を受け、場合によっては職場を追われることさえあります。このような性的指向、性自認を理由とする差別的扱いについては、現在では、不当なことであるという認識が広がっていますが、いまだ偏見や差別が起きているのが現状です。

平成16年（2004年）7月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障害者であって一定の条件を満たす者については、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになるなど、少しずつですが、こうした性的少数者の方に対する法律等も整備されつつあります。

しかし、LGBT等の性的少数者の方に対する周知及び理解は十分とはいえず、根強い差別や偏見が生じているため、解消するための教育・啓発を推進するとともに、日常生活におけるさまざまな問題に対する相談体制の充実が課題です。

用語解説

LGBT：性的指向、いわゆる恋愛・性愛の対象が同性に向かう同性愛（レズビアン・ゲイ）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）と称され、また、生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しない、性自認が異なる人、どちらの性別にも違和感を持つ人がトランスジェンダーと称されます。

第3章 人権に関係の深い職業に従事する人たちに対する

人権教育・啓発の推進

1. 市職員

職員の一人一人が、基本的人権の尊重への理解、さまざまな人権問題についての見識を深め、あらゆる差別や偏見などの人権侵害から市民を守り、その解消に努めなければなりません。

そのために、人権問題に関する研修を実施し、意識の高揚を図る必要があります。こうした人権についての研修機会の充実を図るとともに、知識と対応能力の向上を促し、人権教育・啓発の推進に努めます。

2. 学校教育・社会教育関係者

学校教育においては、子どもたちが人権に対する正しい認識と豊かな人権感覚を身に付けることが求められています。それには、子どもたちを指導する教職員が国の基本計画や県の指針等に示されている人権の重要課題について正しく理解するとともに、人権侵害を見逃さない豊かな人権感覚を身に付ける必要があります。そのため、教職員一人一人が人権教育に係る資質能力を向上させることが重要であり、実践的指導力の向上を図る教職員研修の計画的実施や内容の工夫が求められています。

また、社会教育においても地域住民に対する人権教育・啓発を推進するため、社会教育関係者の人権意識の高揚と指導力の向上が求められています。そして、地域における人権教育を推進していくため、地域の実情に応じて、指導的役割を担う人たちが取組や方向性等について共通理解を図り、組織的・継続的に取り組む体制を確立し、機能させることが大切です。

教育関係者は、様々な人権問題について豊富な知識と正しい理解を持つとともに高い意欲と指導力で学校や地域社会において質の高い人権教育・啓発活動を推進していく責務を担っています。確かな人権感覚に基づき、日常の職務を遂行することができるよう、人権教育研修の充実及び啓発の推進に努めます。

3. 医療・保健福祉関係者

医療や保健福祉、介護サービスの関係者は、生活に直接関わる業務に従事しているため、利用する患者等の人権を尊重するとともに職員の人権意識を向上させる必要があります。

そのために、関係機関・団体等を通じて医療・保健福祉関係者に対する人権教育・啓発の推進を促します。

4. その他

市民の生命や身体、財産等の保護などを職務とする警察官や消防職員、業務を通じて市民と接する国や県の行政職員、あらゆる面で社会に影響のあるマスメディア関係者などは、高い人権意識を持って住民と関わることを求められています。

そのために、人権尊重の視点に立った活動が達成できるよう、自主的な取組を要請するとともに、更なる人権教育・啓発の推進を促します。

第4章 計画の推進体制

1. 推進体制

本計画に基づいて、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するために、「みどり市人権教育推進協議会」などの庁内関係部署と連携し連絡調整を図りながら、各種人権施策を積極的に推進します。また、人権が尊重されるまちづくりを総合的な視点で推進するとともに、人権問題への対応を図ります。

2. 相談体制

市民がいつでも安心して相談できるよう、市職員の対応能力向上に努めます。

また、人権に関するあらゆる相談に対応できるよう、人権擁護委員や関係機関・団体等との緊密な連携・協力を図り、的確に対応できる体制づくりを構築します。

第5章 資料

1. 世界人権宣言（仮訳文）

1948年12月10日 国連総会採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第五条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第十一条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十三条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する

第十四条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第十五条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第十六条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第十七条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第十八条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第十九条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第二十条

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第二十一条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第二十二条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第二十三条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第二十四条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第二十五条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第二十六条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第二十七条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第二十八条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第二十九条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第三十条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

2. 日本国憲法（抜粋）

（昭和二十一年十一月三日憲法）

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

（中略）

第三章 国民の権利及び義務

（国民たる要件）

第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

（基本的人権）

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

（自由及び権利の保持義務と公共福祉性）

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

（個人の尊重と公共の福祉）

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

(平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界)

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

(中略)

(奴隸的拘束及び苦役の禁止)

第十八条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

(思想及び良心の自由)

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

(信教の自由)

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

(集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護)

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

(居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由)

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

(学問の自由)

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

(家族関係における個人の尊厳と両性の平等)

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

(生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務)

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

(教育を受ける権利と受けさせる義務)

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

(勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止)

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

(中略)

(基本的人権の由来特質)

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

3. 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成十二年十二月六日法律第四百四十七号)

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第二百十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

4. みどり市市民憲章

(平成 20 年 3 月 27 日 制定)

みどり市市民憲章を次のように定める。

わたくしたちは、みどり豊かな渡良瀬川の流れを愛し岩宿遺跡やあかがね街道に刻まれた先人の英知を引き継ぎ、未来に向けて希望と調和のあるまちをめざしここに市民憲章を定めます。

自然との共存をめざし 環境にやさしいまちをつくります

歴史と文化を大切にし 互いに学び合うまちをつくります

命を育み共に助け合い 笑顔あふれるまちをつくります

心と体の健康につとめ 活気ある産業のまちをつくります

人権を尊重し きまりを守り 平和で住みよいまちをつくります

